○厚生労働省告示第百十一号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

表の一の項及び二の項中「千六百四十円」を「千三百十円」に、同表の三の項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

表備考五中「イ(1)若しくは(2)」を「イ(1)、(2)若しくは(3)」に、「イ(2)(一)ａ若しくはｂ」を「イ(2)(一)ａ、ｂ若しくはｃ」に改める。

○厚生労働省告示第百十二号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の規定に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号イからハまで以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「、指定複合型サービス事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「、指定複合型サービス事業所」を加え、同号イ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「、指定複合型サービス事業所」を加え、同号ロ中「指定小規模多機能型居宅介護」の下に「、指定複合型サービス」を加え、同号ハ中「第百三十一条の八」の下に「、第百三十一条の八の二」を加える。

第二号イ(1)(i)中「イ(1)から(3)までの注11」を「イ(1)から(3)までの注13」に、「ロ(1)から(5)までの注10」を「ロ(1)から(5)までの注11」に、「ハ(1)から(3)までの注８」を「ハ(1)から(3)までの注９」に、「ニ(1)から(4)までの注５」を「ニ(1)から(4)までの注６」に改める。

○厚生労働省告示第百十三号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）及び指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第百四十九号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修

一　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項及び第六条第二項の厚生労働大臣が定める者

医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）

二　指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第百七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修

三　指定地域密着型サービス基準第六十三条第十一項及び第百七十一条第九項の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修

四　指定地域密着型サービス基準第六十五条、第九十二条及び第百七十三条の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修

五　指定地域密着型サービス基準第九十条第六項の厚生労働大臣が定める研修

認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第九十条第五項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修

六　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第二項の厚生労働大臣が定める研修

第二号に掲げる研修

七　指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第十一項の厚生労働大臣が定める研修

第三号に掲げる研修

八　指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条の厚生労働大臣が定める研修

第四号に掲げる研修

九　指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第六項の厚生労働大臣が定める研修

第五号に掲げる研修

○厚生労働省告示第百十四号

厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額（平成十九年厚生労働省告示第二百十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子